

## 総長選考・監察会議（第8回）

令和6（2024）年1月24日（水）

14：00～15：30

### 議 題

1. 総長の中間評価の実施について
2. 経営協議会及び教育研究評議会との懇談の中止について
3. 今年度の総長の職務実績評価手続きに関する振り返りについて
4. 令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
5. その他

### 配付資料

1. 総長の中間評価の実施に関する運用について（案）
2. 総長の中間評価の実施に関する運用について 趣旨・目的
3. 総長の中間評価等スケジュールイメージ（案）
- 4-1. 総長選考・監察会議内規の改正について
- 4-2. 東京大学総長選考・監察会議内規（改正案）
5. 総長の中間評価の実施について（通知）（案）
- 6-1. 総長の中間評価に係る自己評価書の提出について（依頼）（案）
- 6-2. 総長の中間評価に係る自己評価書（案）
- 7-1. 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（案）
- 7-2. 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（案）
- 8-1. 総長の中間評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（案）
- 8-2. 総長の中間評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（案）
- 8-3. 自己評価に関する意見書（案）
9. 今年度の総長の職務実績評価関係資料
10. 令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（素案）
11. 第7回総長選考・監察会議議事要旨（案）

### 参考資料

1. 中間評価（公表・公開）について

令和●年●月●日  
総長選考・監察会議

### 総長の中間評価の実施に関する運用について

#### (実施目的)

第1条 総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は「東京大学総長選考・監察会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長が、その任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、選考・監察会議は、総長の任期の途中において総長の任務の遂行状況を評価し、その結果を総長へ提示するとともに、必要に応じて助言等を行う。

#### (実施時期)

第2条 選考・監察会議は、総長の任期が3年を終了する時点における業務の実績に基づき、総長の任期の4年目に中間評価を実施し、評価を決定する。

#### (実施方法)

第3条 総長の中間評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 選考・監察会議は、総長の任務の遂行状況を評価するため、総長に対し、必要に応じて項目等を定めた上で、自己評価書の提出を求める。自己評価書は、本条により中間評価を実施する間は、公表しない。
- (2) 選考・監察会議は、前号の自己評価書に加え、本学として策定する行動計画、求められる総長像、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（候補者所見）その他必要に応じて選考・監察会議が認めた資料を自己評価書の参考資料とすることができる。
- (3) 選考・監察会議は、総長の中間評価の実施に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除き、東京大学教育研究評議会内規第5条により評議会構成員とみなされる者を含む。）並びに監事（以下「会議構成員等」という。）に対して、自己評価書に関する意見を求める。なお、選考・監察会議委員も、経営協議会又は教育研究評議会の構成員として、意見を提出することができる。
- (4) 選考・監察会議は、前号により会議構成員等に意見を求めるに当たって、総長が自己評価書について説明する機会を設ける。
- (5) 選考・監察会議は、自己評価書、参考資料及び会議構成員等の意見に基づき中間評価案を決定する。
- (6) 選考・監察会議は、前号の中間評価案及び会議構成員等の意見を総長へ提示する。なお、提示に当たっては、意見を提出した会議構成員等の氏名は秘匿する。
- (7) 選考・監察会議は、中間評価案に基づき、総長及び必要に応じて理事に対して、質

(案)

疑及び意見交換を実施する。

- (8) 選考・監察会議は、前号による意見交換の場で、総長に対して、必要に応じて助言等を行う。
- (9) 選考・監察会議は、第7号による質疑及び意見交換を経た上で、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

- 第4条 選考・監察会議は、総長に対して、前条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。
- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。

(補則)

- 第5条 中間評価に関する実施スケジュール等については必要に応じて学内委員において検討を行う。

附 則

この運用は、令和●年●月●日から施行する。

(案)

令和5年●月●日  
総長選考・監察会議学内WG

総長の中間評価スケジュール等について

R6.1.24 総長選考・監察会議	<中間評価にかかるスケジュール等の案を付議>
R6.3.15 総長選考・監察会議	<中間評価にかかるスケジュール等の案を確定>
R6.3.15	<総長へ自己評価書提出依頼>
R6.3.15 経営協議会	<中間評価にかかるスケジュール等の周知>
H6.3.19 教育研究評議会	<中間評価にかかるスケジュール等の周知>
R6.4.9 教育研究評議会	<中間評価にかかるスケジュール等の再周知>
R6.4.17 経営協議会	<中間評価にかかるスケジュール等の再周知>
R6.5.10	<総長から自己評価書の提出>
R6.5月下旬～R6.7.5	<会議構成員等に対して意見提出依頼>
R6.6.18 教育研究評議会と同日に開催 R6.6.21 経営協議会と同日に開催	<総長から自己評価書について説明> 経営評議会委員、教育研究評議会評議員に対して、会議と同日に自己評価書説明会を開催。
R6.7.5	<会議構成員等からの意見提出締切>
R6.7月上旬～8月	<学内委員による評価素案まとめ>
R6.9.18 総長選考・監察会議	<評価素案の審議> 評価素案修正→ <b>評価案を作成（メール審議）</b>
R6.9月下旬	<総長に評価案と氏名を秘匿した会議構成員等の意見書を提示>
R6.10～	<総長（必要に応じて理事）質疑・意見交換準備> 総長選考・監察会議委員へ総長への質疑照会 →取りまとめ、資料準備
R6.11.13 総長選考・監察会議	<評価案の審議> ○ <b>総長へ評価案に対する意見確認</b> <総長（必要に応じて理事）との質疑・意見交換>
R7.1.24 総長選考・監察会議	<総長選考・監察会議による評価決定> 評価案審議→評価を通知（手交・撮影）
R7.1.27以降	<評価結果及びその過程（自己評価書を含む）を本学ウェブページ

(案)

	で公表> <会議構成員等へ通知> 評価結果をウェブページに掲載した旨、周知
--	---

※スケジュールは、必要に応じて適宜見直しを行う。

## 総長の中間評価の実施に関する運用について 趣旨・目的

東京大学総長選考・監察会議内規	(新)総長の中間評価の実施に関する運用について	趣旨・目的等
第 4 章 総長の中間評価	<p>(実施目的)</p> <p>第1条 総長選考・監察会議(以下「選考・監察会議」という。)は「東京大学総長選考・監察会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長が、その任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、選考・監察会議は、総長の任期の途中において総長の任務の遂行状況を評価し、その結果を総長へ提示するとともに、必要に応じて助言等を行う。</p>	<p>・<u>学長選考組織において選考した学長の業務執行状況については、学長選考組織自身や監事による恒常的な確認が必要である。学長選考組織については、学長選任時のみ活動し、それ以外は事実上休止している例も見られるが、本来、一過性の職務ではなく、学長の選任後も、その職務が適切に遂行されているか評価することによって、初めて、選考の適正性を担保することができる。また、学長を適切に評価することができる委員を選任することが必要である。</u></p> <p>【参考】中央教育審議会「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)(平成 25 年 12 月 24 日 組織運営部会) 3. 学長の選考・業績評価 (4)学長の業績評価</p> <p>・<u>総長選考会議は、「総長選考会議規則」に基づき、総長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って総長がその任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、総長選考会議は、総長の任期途中において、総長の任務の遂行状況を評価し、総長選考の適切性の確認を行う。</u></p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方針と骨子」(平成 26 年 7 月 8 日総長選考会議了承)</p> <p>・【原則3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】  <u>学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これ</u></p>

		<p>により、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにする事なく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、<u>その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</u></p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
<p>(実施方法)</p> <p>第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。</p>	<p>(実施時期)</p> <p>第2条 選考・監察会議は、総長の任期が3年を終了する時点における業務の実績に基づき、総長の任期の4年目に中間評価を実施し、評価を決定する。</p>	<p>・総長在任<u>3年目の終了時点に行い、その評価結果を4年目前期中に公表する。</u></p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方針と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、<u>その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</u></p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
<p>2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たって</p>	<p>(実施方法)</p> <p>第3条 総長の中間評価の実施方法は、次の各号のとおりとする。</p>	<p>・中間評価に際して、評価時点までの活動状況に関する自己評価書を提</p>

<p>は、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。</p>	<p>(1) 選考・監察会議は、総長の任務の遂行状況を評価するため、総長に対し、必要に応じて項目等を定めた上で、自己評価書の提出を求める。自己評価書は、本条により中間評価を実施する間は、公表しない。</p> <p>(2) 選考・監察会議は、前号の自己評価書に加え、本学として策定する行動計画、求められる総長像、東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見(候補者所見)その他必要に応じて選考・監察会議が認めた資料を自己評価書の参考資料とすることができる。</p>	<p>出する。</p> <p>・評価において、選考時に考慮した「求められる総長像」「候補者所見」などにも留意する。</p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方针と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p>
<p>3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。</p>	<p>(3) 選考・監察会議は、総長の中間評価の実施に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除き、東京大学教育研究評議会内規第5条により評議会構成員とみなされる者を含む。)並びに監事(以下「会議構成員等」という。)に対して、自己評価書に関する意見を求める。なお、選考・監察会議委員も、経営協議会又は教育研究評議会の構成員として、意見を提出することができる。</p> <p>(4) 選考・監察会議は、前号により会議構成員等に意見を求めるに当たって、総長が自己評価書について説明する機会を設ける。</p>	<p>・総長選考会議は、中間評価の実施にあたり、経営協議会、教育研究評議会、監事等に対し、総長の活動状況について意見を求める。</p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方针と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p>
<p>4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った</p>	<p>(5) 選考・監察会議は、自己評価書、参考資料及び会議構成員等の意見に基づき中間評価案を決定する。</p> <p>(6) 選考・監察会議は、前号の中間評価案及び会議構成員等の意見を総長へ提示する。なお、提示に当たっては、意見を提出した会議構成員等の氏名は秘匿する。</p> <p>(7) 選考・監察会議は、中間評価案に基づき、総長及び必要に応じて理事に対して、質疑及び意見交換を実施する。</p>	<p>総長選考会議は、最終的に<u>評価意見案を取りまとめ、総長や役員会との意見交換などの結果も踏まえた上で、中間評価としての総合的判断を行う。</u></p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方针と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の</p>



<p>後、中間評価を決定するものとする。</p>	<p>(8) 選考・監察会議は、前号による意見交換の場で、総長に対して、必要に応じて助言等を行う。</p> <p>(9) 選考・監察会議は、第7号による質疑及び意見交換を経た上で、中間評価を決定する。</p>	<p>途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、<u>今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</u></p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
<p>(通知及び公表)</p> <p>第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。</p>	<p>(通知及び公表)</p> <p>第4条 選考・監察会議は、総長に対して、前条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。</p>	
<p>2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。</p>	<p>2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。</p>	<p>総長選考会議は、<u>中間評価のプロセス及び結果を公表する。</u></p> <p>【参考】「総長の中間評価:大綱的方针と骨子」(平成26年7月8日総長選考会議了承)</p> <p>補充原則3-3-3②</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、<u>今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</u></p> <p>【参考】国立大学法人ガバナンス・コード(2020年3月制定/文部科学省 内閣府 国立大学協会)</p>
	<p>(補則)</p> <p>第5条 中間評価に関する実施スケジュール等については必要に応じて学内委員において検討を行う。</p>	

総長の中間評価等スケジュールイメージ（案）

年月	監事	経営協議会構成員	教育研究評議会構成員	総長選考・監察会議	総長	賞与にかかる職務実績評価
R6.1				1/24総長選考・監察会議		
R6.2						
R6.3		3/15評価スケジュール提示	3/19評価スケジュール提示	3/15総長選考・監察会議	自己評価書提出依頼 評価スケジュールの提示	自己評価書を 総長へ依頼
R6.4		4/17評価スケジュール提示	4/9評価スケジュール提示	4/●総長選考・監察会議		
R6.5		自己評価書送付・ 意見照会	自己評価書送付・ 意見照会	議長	5月 自己評価書の提出	総長から自己 評価書の提出
R6.6	意見提出期間	意見提出期間 6/21 自己評価書説明会	意見提出期間 6/18 自己評価書説明会	6/21総長選考・監察会議		
R6.7			7月初旬 会議構成員等の意見〆切	7/●総長選考・監察会議 (監事と総長選考会議の懇談)		監事と総長選 考・監察会議 の懇談
R6.8				8月下旬～ 評価素案を委員に事前送付		総長と総長選 考・監察会議の 懇談 (賞与にかかる 職務実績評価書 説明)
R6.9				9/18 総長選考・監察会議 (中間評価素案の審議)		賞与にかかる 職務実績評価 決定
R6.10				9月下旬～ 修正後の評価案・会議構成員等 の意見を総長へ提示	評価案・会議構成員等 の意見を総長へ提示	
R6.11				11/13 総長選考・監察会議 (中間評価案の審議/総長・理事意見交換)	総長（必要に応じて理 事）と選考会議の意見 交換	賞与にかかる 職務実績評価 を経営協議会 へ報告
R6.12						
R7.1				1/24 総長選考・監察会議 (中間評価決定)	中間評価を総長へ提示	
R7.2				中間評価 総長へ通知、過程とともにHPへ 公表		
R7.3				3/14 総長選考・監察会議		

※上記スケジュールは、必要に応じて適宜見直しを行う。

※書面審議等を行う場合があります。

## 東京大学総長選考・監察会議内規（平成16年4月1日総長選考会議承認）（抄）

（表決）

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 総長の中間評価結果の決定**
- (6) 求められる総長像の決定
- (7) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (8) 大学総括理事の設置
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

### 《検討の方向性》

○総長の中間評価結果の決定については、総長選考・監察会議内規第3条第5号により、「表決」により議決するものとされている。（令和3年度の改正により、令和4年度から第3条（表決）が規定化）

○評価結果は、評価期間のなかで、総長選考・監察会議委員が文章で作り上げていくものであり、最終的に表決する必要はあるか。

（前回の中間評価実施時（平成30年度）には、総長選考・監察会議内規に表決の規定がなかったため、中間評価において表決した前例はない。）

東京大学総長選考・監察会議内規

(平成16年4月1日東大規則第5号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

(1) 第1次総長候補者の決定

(2) 第2次総長候補者の決定

(3) 総長予定者の決定

(4) 総長の解任の申出の決定

~~(5) 総長の間接評価結果の決定~~

(6) 求められる総長像の決定

(7) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃

(8) 大学総括理事の設置

(9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べるができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。

4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適

当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

## 第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者(以下「第1次候補者」という。)を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第47条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

## 第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

#### 第4章 総長の間接評価

(実施方法)

第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求めるものとする。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。

4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

#### 第5章 補則

(本内規の改廃)

第20条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和●年●月●日から施行する。

(案)

令和6年●月●日

総長 殿  
 経営協議会の構成員 各位  
 教育研究評議会の構成員 各位  
 監事 各位

総長選考・監察会議議長  
 板東 久美子

### 総長の中間評価の実施について（通知）

総長選考・監察会議では、総長選考・監察会議規則第5条第3号に基づき、現藤井輝夫総長の就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を実施いたします。

つきましては、総長の中間評価にかかる日程を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

令和6年●月	・選考・監察会議から、総長へ中間評価に係る自己評価書の提出依頼
5月	・総長から、自己評価書の提出 ・選考・監察会議から、会議構成員等に対して自己評価書に対する意見照会
6月18・21日	・総長から、会議構成員等に対して自己評価書の説明
7月初旬	・会議構成員等から、自己評価書に対する意見を提出（締切）
7月～10月下旬	・選考・監察会議において、各意見のとりまとめ及び評価案の作成 ・選考・監察会議から、総長へ評価案及び構成員等の意見を提示
11月13日	・選考・監察会議において、総長及び必要に応じて理事への質疑（意見交換）
令和7年 1月24日	・選考・監察会議において、中間評価の決定 ・選考・監察会議から、総長へ中間評価の結果を通知 ・選考・監察会議から、中間評価の結果・過程を公表

- ・「会議構成員等」とは、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長・理事を除き、総長選考会議委員を含む）並びに監事をいう。
- ・6月の会議構成員等に対する説明は、教育研究評議会及び経営協議会の開催に併せて実施する。



(案)

令和6年●月●日

総長 殿

総長選考・監察会議議長

板東 久美子

総長の中間評価に係る自己評価書の提出について（依頼）

本総長選考・監察会議は、総長選考・監察会議内規第18条第2項に基づき、中間評価に係る自己評価書の提出を求めます。

つきましては、令和6年5月10日（金）までに別紙様式により提出くださるようお願いいたします。

なお、自己評価書は、評価確定後に評価結果及び過程とともに公表する予定としております。

また、下記の会議の開催に併せ、貴殿から自己評価書について説明をいただく予定としておりますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

記

令和6年6月18日 教育研究評議会

令和6年6月21日 経営協議会

別紙様式

**総長の中間評価に係る自己評価書**

UTokyo Compass の実現の状況について、総長就任後3年間における任務の遂行状況を自己評価し、達成度を踏まえた上でお書きください。

- ・全体でA4数枚程度にまとめてください。
- ・自己評価書は、評価確定後に評価結果及び過程とともに公表する予定としております。
- ・令和6年5月10日（金）までに提出してください。

令和6年●月●日

総長 殿

総長選考・監察会議議長  
板東 久美子

## 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成16年4月1日役員会議決）第9条第2項及び第3項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成28年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和5（2023）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、5月10日迄に提出をお願いいたします。

## 記

日 時	内 容
令和6年 ●月●日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
5月10日	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出
7月●日	監事と総長選考・監察会議の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8月●日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9月18日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定
10月上旬	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知
11月13日	総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

総長の賞与に係る職務実績 自己評価書  
 (評価対象期間：令和5(2023)年度)

**1. 中期計画及び本学として策定する行動計画(UTokyo Compass)の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の1及び2に記入してください。**

(1)-1 2023年度におけるUTokyo Compassの進捗度、達成度について、自己評価として該当すると考える区分を次のA~Eの中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
- B：計画を上回って進捗している
- C：計画の達成に向けて順調に進捗している
- D：計画の達成のためには遅れている
- E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め総合的な評価として該当すると考える区分を上記A~Eの中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

**2. 上記1. について補足すべき事項があれば記入してください。**

※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の2  
 (1) ただし書き前段に基づき非公表とする。

(案)

令和 6 年 5 月 ● 日

教育研究評議会の構成員(総長、理事を除く。) 各位  
 医学部附属病院長 殿  
 附属図書館長 殿  
 センター等の代表者 殿  
 監事 各位

総長選考・監察会議議長



総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について (依頼)

標記のことにつきまして、総長の間接評価の実施にあたり、総長選考・監察会議内規第 18 条第 3 項に基づき、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 項の評議員を除く。)並びに監事(以下「会議構成員等」という。)に対し、評価資料に関する意見を求めることとしています。

つきましては、下記のとおり評価資料等を送付いたしますので、令和 6 年 ● 月 ● 日(●)までにご意見をご提出くださるようお願いいたします。

なお、提出いただいたご意見は、氏名を秘匿した上で総長に伝えることとしていますので併せて申し添えます。

おって、6 月 18 日(火)の教育研究評議会の開催に合わせて、総長から自己評価書についてご説明いただく予定としております。

## 記

### 1. 送付資料

- ・ 総長の間接評価に係る自己評価書
- ・ 参考資料
  - 1 UTokyo Compass
  - 2 東京大学の教育、研究、経営・運営等に関する所見(候補者所見)
  - 3 求められる総長像
  - 4 ~~~

### 2. 意見提出方法

別紙様式又は意見入力用フォームにより提出願います。

- ・ 入力フォーム: <https://.....>

### 3. 総長の間接評価に係る自己評価書の取扱い

会議構成員等限りとし、中間評価が決定するまで共有、公表はしないこととしておりますので取扱いについてご留意願います。

(案)

令和 6 年 5 月 ● 日

東京大学経営協議会 学外委員 各位

東京大学総長選考・監察会議議長



総長の間接評価に係る自己評価書に関する意見の提出について (依頼)

標記のことにつきまして、総長の間接評価の実施にあたり、総長選考・監察会議内規第 18 条第 3 項に基づき、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 項の評議員を除く。)並びに監事(以下「会議構成員等」という。)に対し、評価資料に関する意見を求めることとしています。

つきましては、下記のとおり評価資料等を送付いたしますので、令和 6 年 ● 月 ● 日 (●) までにご意見をご提出くださるようお願いいたします。

なお、提出いただいたご意見は、氏名を秘匿した上で総長に伝えることとしていますので併せて申し添えます。

おって、6 月 21 日(金)の経営協議会の開催に合わせて、総長から自己評価書についてご説明いただく予定としております。

## 記

## 1. 送付資料

- ・ 総長の間接評価に係る自己評価書
- ・ 参考資料

- 1 UTokyo Compass
- 2 東京大学の教育、研究、経営・運営等に関する所見(候補者所見)
- 3 求められる総長像
- 4 ~~~

## 2. 意見提出方法

別紙様式又は意見入力用フォームにより提出願います。

- ・ 入力フォーム：<https://.....>

## 3. 間接評価に係る自己評価書の取扱い

会議構成員等限りとし、間接評価が決定するまで共有、公表はしないこととしておりますので取扱いについてご留意願います。

(案)

別紙様式

## 自己評価に関する意見書

氏 名 \_\_\_\_\_

意見
特記事項

- ・原則として A4・1 枚（1200 字程度）以内で記入してください。
- ・提出いただいたご意見は、氏名を秘匿したうえで総長に伝えることとしております。

令和5年7月6日

総長 殿

総長選考・監察会議議長  
板東 久美子

## 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成16年4月1日役員会議決）第9条第2項及び第3項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成28年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和4（2022）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、8月21日迄に提出をお願いいたします。

## 記

日時	内容
令和5年 7月上旬	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
7月25日	総長と監事の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8月21日迄	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出
8月30日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9月13日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定
10月上旬	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知
11月15日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告



総長の賞与に係る職務実績 自己評価書  
(評価対象期間：令和4（2022）年度）

**1. 中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度に関する自己評価について、次の(1)から(3)に記入し、根拠を示す資料を添付してください。**

(1)-1 2022 年度における UTokyo Compass の進捗度、達成度について、自己評価として該当すると考える区分を次の A~E の中から目標区分別に示してください。

- A：計画を著しく上回って進捗している
- B：計画を上回って進捗している
- C：計画の達成に向けて順調に進捗している
- D：計画の達成のためには遅れている
- E：計画の達成のためには重大な改善事項がある

目標区分	自己評価区分
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

(1)-2 上記の自己評価をもとに、中期計画の進捗度、達成度を含め総合的な評価として該当すると考える区分を上記 A~E の中から示してください。

総合的な評価	自己評価区分：
--------	---------

(2) (1)-1 の自己評価とした根拠のうち、進捗度、達成度が高いと考える事項（目標番号と 2022 年度内の取り組み状況）を目標区分別にいくつか示してください。

目標区分	事項・取り組み状況
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

- (3) (1)-1 の自己評価とした根拠のうち、今後に向けて改善が必要と考える事項（目標番号と今後の対応方針）を目標区分別にいくつか示してください。

目標区分	事項・今後の対応方針
0 経営力の確立	
1 知をきわめる	
2 人をはぐくむ	
3 場をつくる	

**2. 以下の(1)から(3)について、記入してください。**

(1) UTokyo Compass に掲げる取組みに対し、新しい大学モデル構想及びこれらを踏まえた国際卓越研究大学制度への申請はどのような関係に立つか（後者の構想及び申請は前者の取組みにどのように整合し、前者の取組みをどのように強化するか、また、後者の構想及び申請に鑑みて前者の取組みに改善・変更すべき点があるか等）。

(2) 新しい大学モデル構想の準備において、東京大学が今後目指すべき目標や進むべき方向について、総長として何が重要であると考え、それを新しい大学モデル構想に反映させたか。

(3) 新しい大学モデル構想の実現に向け、総長としてどのような取組みをしたか（構成員への構想の周知共有、構想の実現に向けて実行したこと・実行に移していることなど）。

※) 本年度の総長選考・監察会議は、この事項を重視するため、昨年度の様式から追加している。

3. 上記1、2以外で中期計画その他業務に対する貢献度等について、特記すべき事項があれば記入してください。

※提出された自己評価書等は、東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項の2  
(1) ただし書き前段に基づき非公表とする。

# 令和5年度 総長の賞与に係る職務実績評価スケジュール・イメージ

経営協議会

総長選考・監察会議

総長

監事

6月23日：第2回総長選考・監察会議

- ・賞与に係る職務実績評価の実施手順について審議・決定

7月6日 賞与に係る職務実績評価の自己評価書の提出依頼（8/21ㄨ切）

自己評価資料作成

7月25日：第3回総長選考・監察会議

- ・監事と総長選考・監察会議の懇談（総長の昨年度の業務執行状況についての意見交換）

懇談

8月21日 総長から自己評価書の提出

自己評価資料提出

8月30日：第4回総長選考・監察会議

- ・総長と総長選考・監察会議の懇談（総長から自己評価書に基づく説明）

懇談

9月13日：第5回総長選考・監察会議

- ・総長選考・監察会議による総長の賞与に係る職務実績評価の決定

10月下旬：職務実績評価（案）メール審議

11月15日：第6回総長選考・監察会議

- ・総長と総長選考・監察会議の懇談（総長の今年度の業務執行状況についての意見交換）及び監事所見

懇談

所見

- ・総長へ職務実績評価の結果を通知

評価結果受領

- ・役員の賞与の支給日及び支給基準（H28.11.24総長裁定）に基づき決定

11月15日

- ・経営協議会に報告事項として付議

- ・総長の職務実績評価を経営協議会へ報告

※上記スケジュールは、必要に応じて適宜見直しを行う。

### 総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成16年4月1日役員会議決）第9条第2項及び第3項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成28年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

#### 記

#### 1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

#### 2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

- (1) 職務実績の評価対象期間は、前年度1年間における実績評価とする。
- (2) 職務実績の評価は、11月までに行う。

#### 3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	(増減率)
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

#### 4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

#### 5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

#### 6 実施

この決定は、令和4年4月1日から実施する。

令和6年●月●日  
総長選考・監察会議

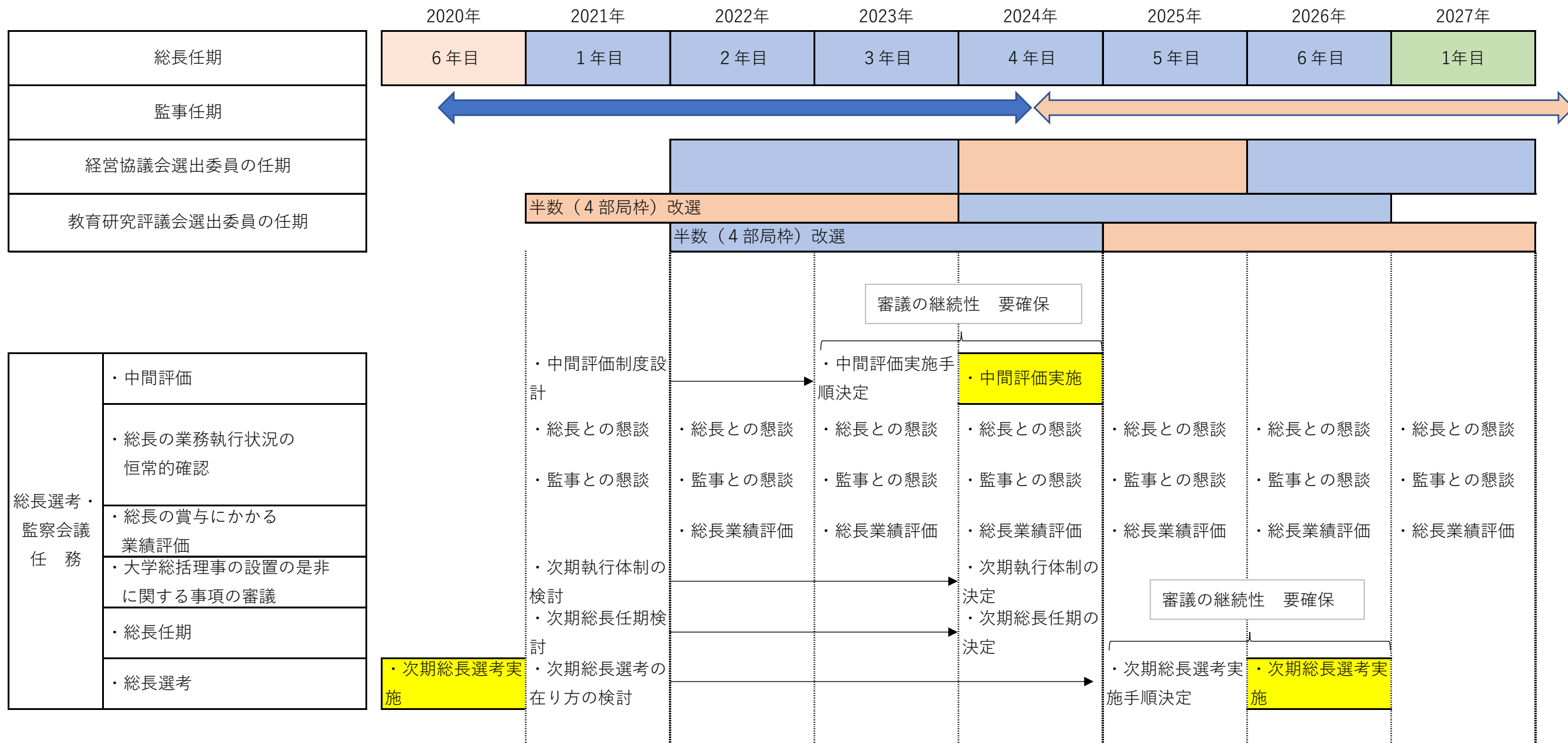
令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り事項

令和5年度の総長選考・監察会議においては、前年度からの申し送り事項を踏まえ、総長の賞与に係る職務実績評価について評価の視点等について検討を行うとともに令和6年度に実施する総長の間接評価について具体的な実施内容の検討を行った。

次年度以降においては、改正された国立大学法人法及び国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制を見据えつつ、前年度から申し送られた「総長選考・監察会議スケジュール」(別紙1)及び「次期総長選考に向けた課題検討行程表」(別紙2)に従い、課題等の検討を行うことを申し送る。

# 総長選考・監察会議スケジュール

別紙 1



(参考) 国際卓越研究大学関連

★国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

- 法公布
- 法施行
- 支援開始
- 基本方針
- 認定申請
- 計画認可申請

★国立大学法人法一部改正法案

●法案審議

●新国立大学法人法施行 (R5.10.1)

## 2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表

国際卓越研究大学制度によるガバナンス改編を見据えつつ検討する必要がある。

○総長の中間評価

※この行程表は必要に応じて適宜見直すことができる。

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
<p>・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール</li> <li>・自己評価書フォーマット・評価資料 (内規18条2項)</li> <li>・意見照会手続き (内規18条3項)</li> <li>・評価案の作成方法 (内規18条4項)</li> <li>・総長に対する質疑の形式 (内規18条4項)</li> <li>・評価の決定方法 (内規18条4項)</li> <li>・評価結果の通知方法 (内規19条1項)</li> <li>・評価結果の公表方法 (内規19条2項)</li> </ul>	<p>(a) 前回の手順をそのまま踏襲する (b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ「総長選考・監察会議内規」の見直し</li> <li>・必要に応じ「総長の中間評価の実施に関する運用について（平成29年10月学内WG）」の見直し</li> <li>・内規改正を要する場合、総長選考・監察会議の表決</li> </ul>	<p>2023年10月まで</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">2023年11月 2024年●月の 総長選考・監察 会議で決定</p>

次期総長選考に向けた課題検討行程表

○次期総長の任期

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
<p>・国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要</li> <li>・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討</li> <li>・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要</li> <li>・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素</li> <li>・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要</li> <li>・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき</li> </ul>	<p>(a) 6+0 (H21年～現行) (b) 4+0 (S47年～H20年) (c) 4+2 (S24年～S47年) (d) 5+α (T8年～S13年) ・・・など</p> <p>※過去の検討経緯 「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、2012年度の検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催（審議状況報告、意見交換）</li> <li>・学内構成員への意見照会</li> <li>・総長の任期を改定する場合、総長選考・監察会議の表決 (・総長の任期に関する規則改正案審議→役員会へ引き継ぎ改正)</li> </ul>	<p>2024年7月まで</p>	<p>2024年9月の総長選考・監察会議で決定（実施手順の検討開始前)まで</p>



○申し送り事項. 次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

課題		論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1) 総長選考プロセスの大枠について	①選考プロセス全体	・次期選考に向け、総長選考/会議において各年度に取り組むべき基本的事項の行程表	(実施済み) 本ペーパー 必要に応じて見直し	・総長選考・監察会議の了承		
	①選考プロセス全体	・大学組織における総長の位置づけ ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認	分離の方法 (a) 分離しない (現行維持) (b) 分離しないが、教学を「つかさどる副学長」を置く (c) 理事長と大学総括理事に分離する	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・大学総括理事を設置する場合、総長選考・監察会議の表決 (・大学総括理事の選任手続案検討→役員会へ引き継ぎ規則化)		
	②求められる総長像	・「求められる総長像」の具体化についての検討	(a) 現行維持 (b) UC Berkeley Chancellor 選考の際に提示される Qualifications and Experience (characteristics) 17項目を参考にする	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・総長選考・監察会議の了承	2025年10月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定
	③意向投票	・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ ・意向投票の複数回の投票等の方式の検討	選考会議の主体性を確保しつつも、大学の長の選考には、不可欠のプロセス	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会		
①選考プロセス全体	・選考プロセスへの職員の参画の在り方の検討					
(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について	①第2次候補者の絞り込み方法	・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める		・学内構成員への意見照会	2026年3月まで	
	②候補者情報の収集の在り方	・選考委員に対する候補者情報の充実化 候補者提出書類及び候補者に対する面接時間 ・経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多角的に知る機会を増やす方策		・総長選考・監察会議内規の改正 ・総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改正 ・総長選考・監察会議における表決		
	③候補者情報の発信・提供の在り方	・構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信				
	④経営協議会との関係	・経営協議会における第1次候補者推薦の在り方		・経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す。		

○申し送り事項2. 総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1)	・ 総長の業務執行状況の確認方法 ・ 監事との連携の在り方	(実施済み) 必要に応じて見直し	総長選考・ 監察会議の了承	/	
(2)	・ 総長の賞与の増減に業績評価、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法				
(3)	・ 将来の総長候補の育成の在り方	既に本学では、国立大学法人ガバナンス・コード【原則1－4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】を受けて、国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について（令和3年3月18日総長裁定）が定められており、将来に向かってその法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するとし、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行うとしていることから、総長選考・ 監察会議としては検討を行わないが、必要な情報収集を行い総長との懇談の機会を活用するなどして定期的に法人経営人材の育成状況を確認していく。	総長選考・ 監察会議の了承	2023年2月まで	2023年3月の 総長選考・ 監察 会議で決定

## ○総長の賞与に係る職務実績評価等についての意見

＜評価手続の目的＞

- ・評価区分の決定にとらわれすぎることなく、評価対象年における総長の職務実績について議論し、必要に応じて助言するという評価手続の目的に関し、認識を共有することが重要である。

＜効率的かつ効果的な手続き等の実施＞

- ・総長の職務実績に関する議論や意見聴取が行われる様々な場と、総長選考・監察会議による賞与に係る職務実績評価との関係も考慮して、手続の簡素化、重点化を含めて、効率的かつ効果的な手続とすることが望ましい。

＜評価の視点＞

- ・総長に求められるものは何か、それをどのように評価するかについて、各委員で共通の視点を持つことが重要である。その視点を踏まえ、総長から報告いただきたい事項を整理し、総長に伝える必要がある。

~~＜資料の取り扱い＞~~

- ~~・総長が提出する資料の公開・非公開を明確にする。~~

~~＜スケジュール＞~~

- ~~・上記の「評価の視点」に基づく評価プロセスに要する時間を考慮し、評価結果を経営協議会へ報告する時期との関係を含めて、検討する必要がある。~~
- ~~・監事との懇談、総長との懇談の順序を検討する。~~
- ~~・総長との懇談については、前年度に係る職務実績評価と当該年度の進捗状況の確認等、目的を分けて開催する。開催時期もそれぞれの懇談の目的を踏まえて検討することが望ましい。~~

## ○総長選考・監察会議全体に関する意見

＜意見聴取＞

- ・~~評価にあたっては、~~総長、監事以外の学内構成員の意見を、総長選考・監察会議として把握する仕組みを検討する必要があるのではないか。ただし、その目的や評価作業量の平準化の観点から、年度ごとにその時期及び意見を聴く構成員の範囲を絞る等、メリハリをつけて運用することが考えられるのではないか。

**第 7 回総長選考・監察会議議事要旨（案）**

1. 開催日時：令和 5 年 1 1 月 1 5 日（水） 1 4：0 0～1 5：3 5
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、佐藤、鈴木、高橋、板東、山本、須田、山内、南學、島野、廣井 各委員
4. 説明者：藤井総長
5. 陪席者：吉田監事、棚橋監事
6. 議 題
  - 1 現況（令和 5（2023）年度）の総長の業務執行状況について
    - （1）総長による業務執行状況の説明
    - （2）総長の業務執行状況についての監事からの意見
  - 2 総長の中間評価の実施について
  - 3 その他
    - ・総長にかかる兼業報告 等 （非公開）
7. 配付資料
  - 1 中間評価実施に向けた方向性について
  - 2 総長の中間評価の実施に関する運用について（素案）
  - 3 総長の中間評価の実施に関する運用について 趣旨・目的
  - 4 総長の中間評価等スケジュールイメージ（素案）
  - 5－1 総長選考・監察会議内規の改正について
  - 5－2 東京大学総長選考・監察会議内規（改正案）
  - 6 総長の中間評価の実施について（通知）（素案）
  - 7－1 総長の中間評価に係る自己評価書の提出について（依頼）（素案）
  - 7－2 総長の中間評価に係る自己評価書（素案）
  - 8－1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（素案）
  - 8－2 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（素案）
  - 9－1 総長の中間評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（素案）
  - 9－2 総長の中間評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（依頼）（素案）
  - 9－3 自己評価に関する意見書（素案）
  - 1 0 藤井総長にかかる兼業報告（非公開）
  - 1 1 第 6 回総長選考・監察会議議事要旨（案）
8. 参考資料

- 1 中間評価実施に向けた方向性について（第2回総長選考・監察会議資料 資料2）
- 2 中間評価（公表・公開）について
- 3 総長に対する評価意見（第6回総長選考・監察会議資料 資料1-2 修正版）（非公開）

## 9. 議事

議事に先立ち、議長から、国立大学法人法改正について、担当部署に総長選考・監察会議への情報共有を依頼した旨の報告があり、担当部署から、改正の概要について説明があった。

### 1 現況（令和5(2023)年度）の総長の業務執行状況について

#### (1) 総長による業務執行状況の説明

議題1(1)に関し、藤井総長から、今年度の業務執行状況について説明があり、次いで質疑応答が行われた。出席委員から留学生誘致に関する状況について質問があり、藤井総長から、グローバル教育センター開講のサマープログラムの実施状況並びに「新しい大学モデル」の施策である「College of Design」及び「School of Design」に係る計画について、説明があった。

#### (2) 総長の業務執行状況についての監事からの意見

議題1(2)に関し、両監事から、現況の総長の業務執行状況について報告があった。

### 2 総長の中間評価の実施について

議題2に関し、議長代行及び事務局から、配付資料1から9-3並びに参考資料1及び2に基づいて、総長選考・監察会議学内ワーキング・グループでの検討結果について報告があった。次いで、議長から、質問及び意見等がある場合は事務局までお寄せいただきたい旨の依頼があった。

### 3 その他

議題3の「総長にかかる兼業報告」については、人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

#### ・総長にかかる兼業報告

総長にかかる兼業について、総長から、「東京大学の役員の兼業に関する内規（平成16年5月19日役員会議決）」に規定する総長選考・監察会議への報告として、配付資料10に基づいて説明があった。

#### ・総長の賞与に係る職務実績評価

議長から、総長の賞与に係る職務実績評価に関して、会議終了後、議長から総長へ評価書を手交し、その後に開催される経営協議会で議長から報告する旨の説明があった。

以上

	評価決定前	評価決定後
<b>自己評価書</b>	非公開	<b>公表</b>
<b>会議構成員等の意見書</b>	非公開	非公開
<b>自己評価書説明会</b>	非公開	
<b>評価結果</b>	非公開	公表
<b>議事</b>	<b>非公開</b>	<b>非公開</b>
<b>資料</b>	非公開	非公開
<b>議事要旨</b>	公開	公開
<b>議事録</b>	非公開	非公開
<b>録音データ</b>	非公開	非公開

## 総長選考・監察会議内規

（通知及び公表）

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

## 総長の中間評価の実施に関する運用について（案）

（通知及び公表）

第4条 選考・監察会議は、総長に対して、第3条第9号で決定した中間評価の結果を通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果を評価の過程及び前条第1号の自己評価書とともにウェブページ等で広く公表する。